

中東知的財産ニュースレター Vol.58

アラブ首長国連邦 — アラブ首長国連邦がマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）制度への加盟を表明¹

マドリッド・プロトコルは、単一出願によって複数の国や地域において商標保護を取得するための国際的な制度である。「国際商標登録」による商標保護を享受できる国は、同議定書の制度に加入している国（加入国）のみである。²マドリッド制度に加入している国は現在 125 か国に達している。

UAE は自国の知財慣行を絶えず実施・強化しているため、UAE 政府は 2021 年 9 月 28 日付でマドリッド・プロトコルへの加入書を WIPO に寄託した。湾岸協力会議（GCC）に属する国の中で、同議定書に加入する国としてはバーレーン王国、オマーン国に次いで 3 番目である。同議定書は 2021 年 12 月 28 日をもって UAE で効力を発生することになる。

つまり、UAE のブランド権利者たちは、マドリッド・プロトコルを通じて、単一出願と公定手数料一式の 1 回の納付により、125 の同議定書加入国における商標保護を得るために出願できるということだ。UAE 国民でないブランド権利者は、国際商標登録の際に UAE を指定国とすることにより、UAE での商標保護を取得することができる。

UAE 経済省は、2022 年の初めまでに、マドリッド・プロトコルに基づく業務のためのガイドラインや実施手順を発表する予定である。これらのガイドラインは、同議定書に基づく UAE での出願手続や出願要件を明確に分かりやすく説明するものとなるはずである。

マドリッド制度の利点は出願に限ったことではなく、登録取得後にも及んでいる。例えば、登録商標の権利者は、10 年の保護期間の終了時に、WIPO に単一出願を行うことによって、指定国すべてについて商標保護を更新することができる。同様に、国際商標登録の登録内容（名称や住所など）が変更されたり、第三者に譲渡されたりした場合、ただ 1 度の手続上のステップによってそれらの変更は登録され、指定されたすべての締約国について効力を発生させることが可能である。

¹ https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html

² [Madrid Agreement \(Marks\) \(wipo.int\)](https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html)

マドリッド・プロトコルにもいくつか大きな欠点がある。例えば以下のようなことである。

- 国際商標の保護が加入国にしか及ばない。
- 出願審査が国ごとに個別に行われ、審査にはそれぞれの国の法律と手続が適用される。
- 答弁書の提出が認められる期間が短く、時には出願人が答弁書の提出期限に間に合うように代理人を任命するのが困難なことがある。
- 国内法を改正して国際商標登録を導入していない国がまだ多くあり、そのせいで権利行使に問題が生じることがありうる。

UAE のマドリッド・プロトコルへの加入は、国境を越えた経済協力を推進し、中東を含めた世界のあらゆる地域に関する経済的なソリューションをブランド権利者に提供することを目指す一つの大きな動きである。

サウジアラビア — ナイロビ条約への加入³

サウジアラビアは「オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約」⁴に加入し、同条約の 54 番目の締約国となった。サウジアラビアが様々な国際条約に加入する目的は、主として、知財に関する自国の枠組みを強化し、国際社会が従っている知財慣行を後押しすることである。この目的を達成するため、サウジアラビアは現在、合計 12 件の国際条約に加入している。「オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約」への加入は、知財施行の枠組み拡張に向けたステップであり、サウジアラビアおよび世界中の関連セクターに力を与えるものである。

この条約は、オリンピックの標章を保護するために採択されたものである。同条約のすべての加入国には、2 つの義務が課せられる。第 1 に、オリンピックの標章から構成される商標の登録を拒絶するか、すでに登録されている場合にはこれを取り消すこと、第 2 に、国際オリンピック委員会 (IOC) の許可がない限り、オリンピック・シンボルを営利目的で使用することを一切禁じることである。

³ [TREATY/NAIROBI/60: \[Nairobi Treaty\] Accession by the Kingdom of Saudi Arabia \(wipo.int\)](https://www.wipo.int/treaties/en/other/treaties/nairobi/nairobi60.htm)

⁴ [Summary of the Nairobi Treaty on the Protection of the Olympic Symbol \(1981\) \(wipo.int\)](https://www.wipo.int/treaties/en/other/treaties/nairobi/nairobi81.htm)

ナイロビ条約について

ナイロビ条約は、重なり合った5つの輪から構成されるオリンピックの標章を営利的な利用から保護することを目的として、1981年9月26日に採択された。同条約のすべての加入国は、当該標章を保護し、以下の2つの義務を遵守しなければならない。

- 1) 当該標章から構成される商標の登録拒絶または登録取消を行う。
- 2) 国際オリンピック委員会の許可を得ずにオリンピック・シンボルを営利目的で使用するのを一切禁止すること。

オリンピックの標章は、世界で最も象徴的な標章と見なされており、フェアプレー、調和、公正な競争といった真のオリンピック精神を体現するものである。ナイロビ条約はこのスポーツイベントの精神を支持し、オリンピックに参加した競技者たちの栄誉と業績を保護するものである。

サウジアラビア — サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) が知的財産の尊重に関する4度目の会議を開催⁵

SAIPは2021年10月13日にウェビナーを開催し、知的財産に関する法および規則の最近の発展について新たな情報を提供した。サウジアラビアで今後施行される新たな法律および条約をSAIP職員が説明したのである。その際、サウジアラビアが加入した国際協定を明らかにするとともに、商標登録後の手続についても説明と検討が行われた。同様に、商標侵害に対する処罰も、このウェビナーの焦点となった。

ウェビナーに出席した様々な国際ブランドの代表は、サウジ市場に出回る模倣品について問題を提起し、特に、医薬品、食品、自動車のスペアパーツなど、公衆衛生上の危険をもたらす一部の模倣品について、侵害者に対する罰則を強化するよう提言した。

SAIPの職員はブランド代表らの提言を考慮し、この提言を検討することを約束するとともに、現行の法および手続を発展させてサウジアラビアにおける知的財産権の保護強化を目指す仕事に今後とも取り込んでいくことを確認した。

⁵ [INTELLECTUAL PROPERTY RESPECT COUNCIL DISCUSSES TRADEMARK ENFORCEMENT WITH PUBLIC AND PRIVATE SECTORS - SAIP - SAUDI INTELLECTUAL PROPERTY AUTHORITY](#)

トルコ — トルコ特許商標庁 (TURKPATENT) 商標審査に関するガイドラインを刷新⁶

2021年8月18日、TPTOは商標出願の審査に関するガイドラインの改正を発表し、更新されたガイドラインを公開した。このガイドラインは、知的財産法第6条(1)に定める混同可能性の評価を含め、競合する商標の類似性が混同を惹起する程度に達しているか否かを評価する際に従うべき原則/基準を定めたものであった。

最新のガイドラインでは、商標審査における別の重要な基準が扱われている。それは相対的拒絶理由である。相対的拒絶理由として最も一般的な混同可能性に関わる原則を詳細に説明した300ページが増補されたため、現在のガイドラインは681ページに及ぶものとなった。このガイドラインは、特に異議申立手続において商品および役務の類似性の審査を処理する際の基本原則を示している。

改正の対象となった重要な主題には、以下のようなものが含まれている。

- a. 商標の類似性と商品/役務の類似性の評価
- b. 混同可能性評価におけるニース分類の役割
- c. 商標の類似性と商品および役務の類似性
- d. ターゲット消費者と当該消費者が商標に対して抱く関心の水準
- e. 先行商標の識別力に関する審査
- f. 複数の商標の比較に適用される視覚的・聴覚的・概念的な類似性判断の基準

商品および役務の類似性（競合しているか、相補的であるか、代替可能であるか）を評価する一方で、流通チャネル、ターゲットとなる消費者層、提供元といった様々な要素を考慮すべきであることが、新ガイドラインには明記されている。同ガイドラインはさらに、混同を生じるおそれのある類似性（視覚的・聴覚的・概念的な類似性を含む）の評価に商標の識別力が及ぼす影響について説明し、種類の異なる商標（文字商標、図形商標、文字と図形で構成される商標など）の間の類似性についても指針を示している。

新たなガイドラインにより、同ガイドラインが詳細に規定している「混同を生じるおそれのある類似性」に関する審査原則に従って、TPTOが下す決定の質が向上することが期待されている。

⁶ <https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/resources/temp/CFF1AE84-9563-42D6-BC18-1EF3597D01CC.pdf>

ヨルダン — PCT 出願の年金支払に関する規定の改定⁷

ヨルダン特許庁は 2021 年 10 月 7 日、PCT 出願に関する維持年金の支払条件を改定した。特許の有効性を維持するためには、法に基づき所定の期限内に維持年金を支払わなければならないが、新たな規定によれば、この期限は PCT 出願の出願日から起算されることになる。所定の支払期限が満了した日から 6 か月以内であれば、延滞した年金を支払うことができるが、その際には 50% の延滞料が課される。

出願人が期限内に維持年金を支払わなかった場合につき、新たな規定は、年金の支払期限にあたる日から 6 か月以内であれば、本来の維持年金に 50% の延滞料を上乗せした額を支払って特許を維持することを認めている。この支払はヨルダン・ディナール建てで行うことを要する。支払書類には、出願番号、出願人の名称および料金カテゴリーが明記されていなければならない。当局への支払については、小切手・現金の両方が認められる。

⁷ <https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol2/annexes/jo.pdf>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 58

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。